

犬・ねこを譲渡しています



鹿児島市では、動物管理事務所に收容された犬・ねこについて、殺処分はできるだけ行っておりません。

1頭でも多くの犬・ねこの命が救われるよう、市民の皆さんに譲り渡したいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

1. 犬・ねこをあなたの家族として迎えるまで

① 犬・ねこことのご対面



② 譲渡前の講習会を受ける



③ 譲受申込書を動物管理事務所に提出



④ 誓約書を提出



⑤ 今日から家族の一員

動物管理事務所のご案内

所在地：〒890-0035

鹿児島市田上町 3910 番地

電話：099-264-1237

開館時間：月曜日から金曜日

(8時30分～17時15分)

休館日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

(12月29日～1月3日)

2. お譲りする犬・ねこについて

譲渡する犬・ねこは、迷い犬や飼えなくなって保健所で引取ったペットたちです。

散歩やしつけなど、一般のご家庭で飼うことができるよう、しつけ訓練を行い、譲渡できると判断されたペットだけが対象となりますので、無駄吠えや咬みつきぐせなど人に慣れていない犬・ねこや感染症などにかかっている犬・ねこはお譲りしておりません。

譲渡対象の犬・ねこについては、動物管理事務所で直接ご覧になるか、市のホームページをご覧ください。

3. お譲りするにあたって、約束していただくこと

- * 譲り受けた犬・ねこは、ルールとマナーを守って、最後まで大切にかわいがってください。
- * 譲渡時に諸経費（犬の登録料など）が必要となる場合があります。
- * 譲り受けた動物を販売するなど、営利目的の行為は行わないでください。
- * 犬は、市町村への登録と年1回の狂犬病予防注射を行い、放し飼いは絶対にしないでください。
- * ねこは、不妊・去勢手術や屋内で飼うなど、飼えない子ねこを増やさないようにしてください。